

藍住町不妊治療費助成事業のご案内

不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

1 対象者 次の（１）から（６）すべてに該当する方

- （１）法律上の婚姻をしているご夫婦または事実婚関係であること。
- （２）夫婦ともに治療開始時の **１年以上前** から申請時点まで、藍住町に住民登録をしていること。
※ただし、単身赴任等で夫が一時的に別居している場合は、対象となります。
- （３）夫婦ともに藍住町の町税等に滞納がないこと。
- （４）医療保険各法に基づく被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- （５）公的給付が受けられる方は、その給付を受けていること。
- （６）他の自治体において、同一の助成を受けていないこと。

2 対象となる治療 令和 7 年 4 月 1 日以降に開始した公的医療保険の適用となる次の治療。

- （１）一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）
- （２）生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊手術）



3 対象となる費用

「2」の治療に要した費用のうち、公的給付（高額療養費及び付加給付金）を控除した本人負担額

※医療保険からの高額療養費の支給や付加給付の対象となる場合は、給付を受けていることが本助成の要件になります。保険者に詳細をご確認いただき、給付を受けられる方はその給付額がわかる書類等を提出してください。
※医療機関や薬剤分の証明書作成に係る文書料は助成の対象外となります。

高額療養費とは・・・自己負担額が、自己負担限度額（所得に応じた区分で設定）を超えた場合に超えた金額を支給する制度です。

付加給付とは・・・各保険者で独自に行われる給付であり、各保険者で付加給付制度の有無が異なります。

保険者によって名称が異なる場合があります。

4 助成の内容

1 人の子（妊娠 12 週以降の死産を含みます。）につき、助成の額及び回数等は、次のとおりです。

※他の自治体から同一の助成を受けた場合は、その回数を含みます。

- （１）一般不妊治療：5 万円を限度 治療開始日から 1 年以内に受けた治療、1 回限り
- （２）生殖補助医療：「1 回の治療」につき、10 万円を限度

初回の治療開始日における妻の年齢と助成回数は次のとおりです。

40 歳未満	通算 6 回まで
40 歳以上 43 歳未満	通算 3 回まで

※生殖補助医療の「1 回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精を行い、妊娠確認までの治療の過程です。主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合はその治療を含みます。以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植から妊娠確認までの治療の過程も「1 回の治療」となります。

5 申請の方法

治療終了日から6か月以内に、申請してください。

※6か月を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

6 申請に必要な物

- (1) 藍住町不妊治療費助成申請書兼請求書* ・ 町税等の納付状況調査同意書*
- (2) 不妊治療及び治療費の医療機関証明書
 - ・ 一般不妊治療の助成：藍住町一般不妊治療費助成事業医療機関証明書*
 - ・ 生殖補助医療の助成：藍住町生殖補助医療費助成事業医療機関証明書*
- (3) 院外処方を受けた薬剤分の証明書
 - ・ 藍住町不妊治療費助成事業院外処方調剤証明書*
 - ・ 領収書及び明細書
- (4) 婚姻関係の証明書
 - ・ 法律婚の場合：戸籍謄本（発行日から3か月以内の原本。2回目以降の申請は省略できます。）
 - ・ 事実婚の場合：両人の戸籍謄本（発行日から3か月以内の原本）及び申立書*
- (5) 健康保険の資格が確認できるもの（健康保険証・マイナ保険証・資格確認書のいずれか）
- (6) 高額療養費や付加給付の給付額が記載された関係書類（写し可）
- (7) 夫婦の本人確認書類の写し（顔写真のあるものに限りします。）
- (8) 振込口座がわかるもの（通帳の写し等）

その他

【夫が単身赴任により一時的に別居となっている場合】

- ・ 戸籍謄本（発行日から3か月以内の原本。（4）の書類として提出をされる場合は、省略できます。）
- ・ 住民票謄本（発行日から3か月以内の原本）

【助成を新しく（2人目の助成）受ける場合】

- ・ 助成金の交付の対象となった治療により、出産（妊娠12週以降の死産を含みます。）したことを証する証明書（母子健康手帳の「出産の状態」のページ、死産証書等）の写し

※*マークのついている書類は、ホームページからダウンロードできます。 →



こちらを読み取りください

7 助成の決定

申請書類の内容を審査し、審査結果を個人通知します。助成が決定した方につきましては、通知後に助成金を指定口座に振り込みます。

8 申請窓口・お問い合わせ先

藍住町こども家庭センター 母子保健担当（藍住町総合文化ホール1階）

電話番号 088-692-0805

受付日時 月～金（年末年始・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

